

### 障害者雇用

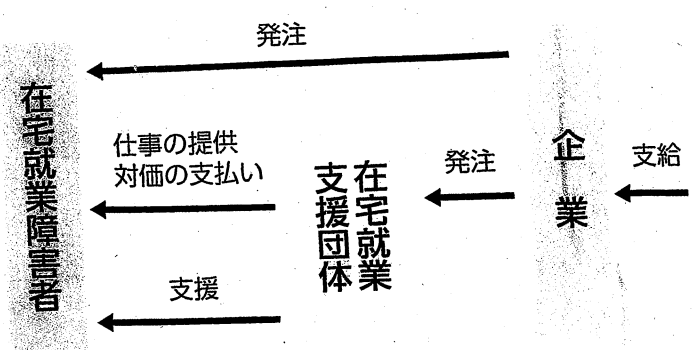
# 在宅就業活用を促進

## 厚労省 支援団体要件緩和へ

厚生労働省は2月24日、企業が自宅や福祉事業所で働く障害者に仕事を発注する在宅就業支援制度について、企業と障害者の間に立つ支援団体の登録要件を緩和する方針を固めた。また、登録申請に必要な書類も削減する

特別調整金・特別調整金

### 在宅就業支援制度の仕組み



ことで負担を減らす。支援団体が増えれば、企業からの発注も増える」とみている。

同日の労働政策審議会障害者雇用分科会（座長＝山川隆一・東京大大学院教授）に示し、大筋で了承された。

同分科会が今年の夏にまとめる報告書に盛り込み、必要な法改正に臨む。制度の根幹には触れず、小粒な改革にとどまる見通しだ。

支援団体は「在宅就業支援団体」と呼ばれ、法人単位で都道府県の労働局に登録する。企業からの発注を受け、常時10人以上の在宅就業者に対して就業機会を提供したり助言や援助をしたりする。

2021年6月現在の登録数は、障害福祉サービスを担う社会福

社法人など21団体。現在、約1000人の障害者がこの21団体に登録し、そのうち実際に仕事をしている人は3割に過ぎない。

この制度の活用が広がらない原因の一つが「10人以上の在宅就業障害者を確保できないこと」とされているため、厚労省は人数の要件を引き下げる。支援にあたる職員数の要件も引き下げる。何人にするかは未定。

この制度は、通勤の難しい障害者の就労機会を増やし、つづ、障害者の雇用につなげることに狙い。仕事を発注する企業には、発注額に応じた特別調整金が障害者雇用納付金制度から支払われる。

障害者の働く場所は自宅だけでなく、障害福祉サービスの就労移行支援事業所、就労継続支援B型事業所も認められているが、あまり知られていない。

20年度にこの制度を活用して発注した企業は16社にとどまり、そのうち障害者に直接発注したのは6社、在宅就業支援団体を利用したのは10社だった。

発注する企業にとつては①特別調整金が少額②発注額が雇用率に算定されない——といった点でメリットが小さいとの指摘があるものの、厚労省の見直し案では触れられていない。（福田敏克）

福祉

3/8

就労移行支援事業所

# 厚労省が新サービス案

## 厚労省、原則3~6カ月

害者就労

福祉 4/19 ねん



都内のB型事業所で働き、夜は清掃会社に勤めるミヨさん(右)

厚生労働省は8日、企業での一般就労を始めた障害者が就労系障害福祉サービスも利用する「併用」の期間について、原則3~6カ月、延長する場合でも合計1年間とする案を社会保障審議会障害者部会(座長 菊池馨実・早稲田大教授)に示した。(福田敏克)

現在ではそもそも「併用」を想定していないため、それを禁じたり認めたりする規定がない。「併用」する人もいるが、その期間にルールはなく、市町村の判断に委ねられている。

今後は企業に雇われている人も就労系障害福祉サービスの利用対象となることを法令に明記する方針。委員の多くは賛同し、「併用の期間は柔軟に決められるようにしてほしい」といった意見も

上がった。  
厚労省は、通い慣れた就労系障害福祉サービス事業所で週に数日働きながら、それ以外の日に企業にも勤めて徐々に勤務時間を増やしたい人には「併用」が有効だとみる。雇用されるか福祉を利用するかの二者択一を本人に迫るのではなく、どちらも認めるが、一時的な措置と位置付ける。その間、企業と障害福祉事業所が本人への支援内容を共有することも必須とする。  
一方、企業勤めを休職した人が就労系障害福祉サービスを利用しながら復職を目指す場合は、就労移行支援サービスの標準利用期間の2年を「併用」の上限とする考えだ。  
ルール化は一長一短  
こうしたルールが導入されると、堂々と「併用」できる人が増える一方、困る人も少なからず出てくる。  
「清掃の仕事一本にしたら？」と周囲から言わ

れるが、私には無理」都内の就労継続支援B型事業所(飲食店)で週に3日働く統合失調症のミヨさん(仮名・48)は打ち明ける。  
平日は毎晩2時間、ピル清掃の会社に雇用されて働く「併用」を重ねてきた。その期間は14年。勤務先には自分の障害やB

型事業所に通っていることを伏せている。新ルールに照らせばアウトだ。「私は理解力が弱いので、頼れる人がそばにいてほしい。B型事業所に通うことが私のメンタルケアになっている。勤務先に私の障害のことを話すと今の良い環境が壊れる。それが怖い」と話す。

精神障害者の場合、気分や体調の良し悪しに波がある。「一般就労した後、福祉の支援は一切不要」となる人ばかりではない。ミヨさんの通うB型事業所の職員は「そもそもなぜ併用がダメなのか分からない。障害特性に応じて自由にすればいいのに」と話している。

現在、障害者は市町村にサービス利用を申請する段階で、どのサービスを使うか選ぶ必要がある。市町村による支給決定後、利用する事業所を決めた後アセスメントされる。その時点で障害者は他の選択肢を持ちにくい。

### 評価期間、最長2カ月

### 厚労省が新サービス案

厚生労働省は8日、就労系の障害福祉サービスの利用希望者に対し、就労能力などを評価する新しいアセスメント制度の案を明らかにした。事務作業などを試行してもらい、市町村や相談事業所職員が参加したケース会議で本人の強みや弱みを整理する。それに要する期間を2週間から2カ月とする。中立的な立場で本人の選択を支える新サービスとして、障害者総

合支援法に位置付ける方針だ。  
同日の社会保障審議会障害者部会に示した。委員からは賛同する意見のほか「人材不足の中で新サービスをつくるのは現実的でない」「現在の支給決定手続きに機能として加えるのがよいのでは」といった指摘も上がった。同部会は引き続き議論し、今夏に報告書をもとめる。  
新サービスの名称は未

定。評価に要する期間を最長2カ月とすること  
で、本人にかかる負担が過大にならないよう歯止めをかける。アセスメントの結果、企業などでの一般就労を望み、その能力のある人はハローワークにつなぐ。  
厚労省は、雇われて働く能力や意欲があるのに、漫然と就労系福祉サービスの利用にとどまる人が一定数いると判断。本人の目標や望ましい就

2019年12月のB型事業の利用者は約27万人、事業所数は約1万3000カ所。障害福祉サービス全体の中で大きなウエイトを占める。特別支援学校卒業後の進路先となる例も多い。